

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

維持管理・運営契約書（案）

東京都下水道局

収入
印紙
欄

()

維持管理・運営契約書 (案)

1. 件名 森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

2. 契約金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

3. 維持管理・運営期間 令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

4. 契約保証金 免除する しない

5. 前払金 支払わない

上記の本業務について、東京都下水道局（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により維持管理・運営契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、共同企業体協定書により本契約記載の本業務を共同連帯して行う。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約確定日 令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都公営企業管理者 印
下水道局長

所在地

乙 社名 印
役職 代表者氏名

綴
込
確
認

印
鑑
照
合

目次	頁
第1章 総則	
第1条 (目的)	1
第2条 (総則)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (適用範囲)	2
第5条 (本契約以外の規定の適用)	2
第6条 (業務内容)	2
第7条 (維持管理・運営期間)	3
第8条 (事業場所)	3
第9条 (公共事業としての趣旨の尊重)	3
第10条 (契約の保証)	3
第11条 (許認可等)	3
第12条 (事業主の責任等)	3
第13条 (権利義務の譲渡等)	3
第14条 (一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第15条 (下請負人の通知)	4
第16条 (維持管理・運営マニュアルの確認)	4
第17条 (自家用電気工作物の維持管理)	4
第18条 (本施設の運営体制の確認等)	4
第19条 (遵守事項)	5
第20条 (損害賠償)	5
第21条 (一般的損害)	5
第22条 (第三者に及ぼした損害)	5
第23条 (維持管理・運営期間の変更等)	5
第24条 (契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)	5
第2章 維持管理及び運営	
第1節 施設の運営管理等	
第25条 (本施設の維持管理・運営)	5
第26条 (ユーティリティ)	6
第27条 (緊急時の措置)	6
第28条 (記録の保管)	6
第2節 モニタリング	
第29条 (年間維持管理計画書、維持管理・運営状況の確認及び長期修繕改築更新計画)	6
第30条 (本施設の周辺環境モニタリング)	7
第3節 消化ガスの供給及び受入れ	
第31条 (消化ガス供給に関する事業条件)	7
第4節 電力供給	
第32条 (電力供給要件)	7
第5節 温水供給	
第33条 (温水供給要件)	8
第6節 温室効果ガス排出量の削減効果	
第34条 (算出条件)	8
第3章 契約金額の支払等	
第35条 (検査)	8
第36条 (契約金額)	8
第37条 (契約金額の請求)	9
第38条 (契約金額の支払)	9
第39条 (違約金の請求等)	9

第 40 条	(契約保証金)	9
第 41 条	(契約金額の見直し)	9
第 42 条	(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	9
第 4 章 契約の解除又は終了		
第 1 節 契約の解除		
第 43 条	(甲の催告による解除権)	10
第 44 条	(甲の催告によらない解除権)	10
第 45 条	(協議解除)	11
第 46 条	(乙の解除権)	11
第 47 条	(違約金の特別規定)	11
第 48 条	(相殺)	11
第 49 条	(予算の減額等による契約変更等)	11
第 2 節 契約の終了に伴う措置		
第 50 条	(本業務終了に際しての処置)	11
第 5 章 保険		
第 51 条	(保険)	12
第 6 章 法令等の変更		
第 52 条	(法令等の変更に係る負担)	12
第 7 章 不可抗力		
第 53 条	(不可抗力)	12
第 8 章 その他		
第 54 条	(秘密保持)	13
第 55 条	(特許権等の使用等)	13
第 56 条	(著作権)	13
第 57 条	(情報通信の技術を利用する方法)	14
第 58 条	(暴力団等排除に関する特約条項)	14
第 59 条	(補則)	14
別紙		
【別紙 1】	ユーティリティ費用の徴収方法 (第 26 条関係)	
【別紙 2】	モニタリングの方法及び要求水準未達の場合の措置 (第 29 条関係)	
【別紙 3】	温室効果ガス排出量の削減効果の算出方法 (第 34 条関係) 維持管理・運営に係る対価の構成と計算方法等	
【別紙 4】	(第 36 条第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 2 項関係)	
【別紙 5】	供給電力量未達に対する措置 (第 39 条第 1 項関係)	
【別紙 6】	温室効果ガス排出量の削減効果未達に対する措置 (第 39 条第 1 項関係)	
【別紙 7】	契約の終了に伴う違約金の算出 (第 44 条第 2 項関係)	
【別紙 8】	保険 (第 51 条関係)	
【別紙 9】	法令変更 (第 52 条第 2 項関係)	
【別紙 10】	不可抗力 (第 53 条関係) 不可抗力の場合の追加費用の負担 割合	
【別紙 11】	暴力団等排除に関する特約条項 (第 58 条関係)	

本契約は、甲が実施する森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）の消化ガス発電施設（以下「本施設」という。）の維持管理・運営業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、乙が行う本業務において必要とされる事項について定めたものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 本業務は、「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業基本契約書」（以下「基本契約」という。）に基づき、本事業を円滑に実施するために本施設の維持管理・運営を行うものである。

（総則）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、本業務を維持管理・運営期間を通じて履行し、その履行状況を報告するために本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報を提出するものとし、甲は、本業務の対価として、契約金額を支払うものとする。
- 3 施行方法その他本業務を遂行するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 本契約に定める催告、請求、通知、届出、報告、申出、協議、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 本契約書等、要求水準書等及び事業提案書における期間の定めについては、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙がJVを結成している場合においては、甲は、本契約に基づく全ての行為をJVの代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該JVの全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 13 本契約に用いる用語については、本契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書及び基本契約にて定義される意味を有するものとする。

（用語の定義）

第3条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営」とは、乙の責任において、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むことをいう。
- (2) 「維持管理・運営開始日」とは、本業務が開始される日であり、令和9年4月1日（維持管理・運営開始日が令和9年4月1日より遅れた場合は、当該開始日）をいう。
- (3) 「運転管理」とは、本契約に基づいた性能を発現するために、本施設を安定的かつ安全に運転し、管理することをいう。
- (4) 「SPC」とは、本事業の維持管理・運営業務の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- (5) 「改築更新」とは、本契約事業契約に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。「下水道施設の改築につ

いて」(平成 28 年 4 月 1 日・国水事第 109 号 下水道事業課長通知)に示される「小分類」単位以上のものを取り替えることをいう。

- (6)「契約金額」とは、乙の本業務に係る対価として、甲が乙に対して支払う費用をいう。
- (7)「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体 (Joint Venture) をいう。
- (8)「事業契約」とは、基本契約、設計・建設契約、本契約をいう。なお、副産物等売買単価契約は、甲及び副産物等利活用実施事業者の間で締結される場合にのみ事業契約に含むものとする。
- (9)「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- (10)「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。
- (11)「事業場所」とは、本センターの一部をいう。
- (12)「消化ガス」とは、嫌気性消化により発生するメタンを主成分とする可燃性ガスをいう。
- (13)「消化ガス発電施設」とは、消化ガスを利用して発電及び温水供給を行う施設をいう。
- (14)「設計・建設」とは、設計・建設事業者の責任において、本施設の設計及び建設を適切に実施することをいう。
- (15)「第三者」とは、甲及び乙以外の者をいう。
- (16)「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれないものとする。
- (17)「副産物等」とは、要求水準を満たした上で生じる消化ガスの副産物又は消化ガスを加工して生じる副産物等をいう。
- (18)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- (19)「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- (20)「保全管理」とは、本契約に基づいた性能を維持するために、本施設の劣化防止、劣化測定及び劣化回復の諸機能を担う日常的及び定期的な計画、点検、検査、修繕などの管理を行うことをいう。
- (21)「本契約書等」とは、本契約並びに本契約締結に至るまでの甲及び乙が別途合意した事項をいう。
- (22)「本センター」とは、森ヶ崎水再生センターをいう。
- (23)「要求水準書」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書をいう。
- (24)「要求水準書等」とは、要求水準書、募集要項及びこれらに関する質問に対する回答をいう。

(適用範囲)

- 第 4 条 本契約は、本業務の実施に当たり遵守すべき内容について定めたものである。ただし、本契約に明記されていない事項であっても、甲及び乙が協議の上、本業務を実施する上で必要とする本施設の維持管理・運営については、乙の責任において行うものとする。
- 2 本業務の内容は、要求水準書等及び事業提案書に沿ったものとし、業務内容の変更が必要となった場合は、甲及び乙が協議の上、定めることとする。
 - 3 前項により契約金額の変更が必要となった場合は、第 41 条の規定に従う。

(本契約以外の規定の適用)

- 第 5 条 乙は、本契約のほか、基本契約等及び要求水準書等に従って本業務を遂行するものとする。

(業務内容)

- 第 6 条 乙は、本事業の維持管理・運営期間を通じて安定的に消化ガス発電による電力及び温水の供給を行うため、本契約及び要求水準書に示す本施設の維持管理・運営を行う。

(維持管理・運営期間)

第7条 維持管理・運営期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日まで（維持管理・運営日が令和9年4月1日より遅れた場合は、当該開始日から20年間）とする。

(事業場所)

第8条 事業場所は、東京都大田区昭和島二丁目5番1号 森ヶ崎水再生センター東処理施設内とする。

(公共事業としての趣旨の尊重)

第9条 甲及び乙は、本事業が下水道事業としての公共性を有し、公共事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

(契約の保証)

第10条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（保険会社との間で甲を被保険者として締結するものとする。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 第1項第2号の規定により契約保証金に代えて国債又は地方債等を担保として提供した場合は、その額面の10分の8をもって契約保証金の額とする。

(許認可等)

第11条 乙は、本施設の維持管理・運営に必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、申請又は届出を行い、これを維持する。ただし、甲が申請又は届出を行い、維持する許認可等は除く。

2 乙は、甲が本事業に係る関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、書類作成及び手続等について協力を行う。

(事業主の責任等)

第12条 乙は、本契約による本業務の遂行について、法律上及び財政上の事業主としての全ての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し、法令等に規定された使用者としての全ての義務を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 14 条 乙は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第 15 条 甲は、乙に対して、下請負人の社名その他必要な事項の通知を請求することができる。

(維持管理・運営マニュアルの確認)

第 16 条 乙は、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に基づき維持管理・運営マニュアルを作成し、本施設の維持管理・運営開始日の 30 日前（休日を除く。）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。ここでいう「甲の確認」とは、乙より提出された資料により、当該資料に記載された事実を甲が書面又は立会いにて認知することをいう。甲は、本契約に規定する確認の実施を理由として、当該確認の対象事実の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。なお、維持管理・運営マニュアルの記載内容は原則として要求水準書に示すとおりとし、内容及び様式については甲と協議する。

- 2 甲の確認の結果、事業契約に反する記載があると認められる場合又は法令等に抵触するおそれがある場合等、甲が必要と認める場合、乙は維持管理・運営マニュアルを修正し、再度、甲の確認を受けなければならない。
- 3 維持管理・運営期間中に維持管理・運営マニュアルを変更する必要がある場合、乙は、甲及び乙が協議の上、必要な措置を講じなければならない。

(自家用電気工作物の維持管理)

第 17 条 乙は、本施設における自家用電気工作物の維持管理に当たっては、電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し、本施設における自家用電気工作物を維持するほか、法令等を遵守し電気設備の保安全管理を行わなければならない。

(本施設の運営体制の確認等)

第 18 条 乙は、維持管理・運営マニュアルに基づき、本施設の維持管理・運営に必要な有資格者及びその他の人材を確保し、本業務に必要な体制の確立及び研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、本施設の維持管理・運営業務全般の責任者として総括責任者を選任し、作業従事者を指揮、監督するとともに甲との連絡、調整を行い、業務の適正かつ円滑な履行を図る。
- 3 乙は年間を通じて 24 時間監視・管理可能な勤務体制を確立するとともに、大雨、台風、地震、その他災害等により被害が発生した場合に備えて、直ちに必要な措置をとることができる緊急時の体制を確立する。
- 4 乙は、第 1 項に規定する体制の確立及び研修等を完了し、本契約書等に従い本施設を運営することが可能となったときは、甲に対してその旨を通知し、維持管理・運営開始日までに甲の確認を受けなければならない。
- 5 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合、本業務の体制を確認するため、乙にあらかじめ通知の上、本施設内に立ち入り調査し、乙に報告を求めることができる。この場合、乙は、甲による調査に最大限協力しなければならない。甲は、本項の規定に基づく確認の結果、本業務の体制が、関係する法令等、本契約書等、要求水準書等及び事業提案書に基づく条件を満たさないと判断したときは、乙に対して、相当な期間を定めて是正措置を命ずる。この場合において、甲は、乙に対して確認のために必要な行為等を求めることができる。
- 6 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 7 乙は、第 5 項に規定する甲の立ち入り調査への協力を行うとともに、是正措置に要する費用、甲に対する報告に要する費用等を負担する。

(遵守事項)

- 第 19 条 乙は、維持管理・運営期間を通じて、本契約を遵守し、本業務を遂行しなければならない。
- 2 乙は、維持管理・運営期間を通じて、乙の費用負担において、維持管理・運営マニュアルに定められた本施設の維持管理・運営方法を遵守しなければならない。
 - 3 乙は、維持管理・運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務及びこれらの業務に附帯する業務を実施しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲及び乙は、相手方が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第 21 条 本業務遂行中に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 22 条 本業務の実施により第三者に損害を及ぼし、その損害が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償することとし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）を当該第三者に対して賠償することとする。なお、不可抗力による場合には、第 53 条の規定に従う。
- 2 乙は、甲が、事業場所の所有者として第三者に対し損害賠償の責任を負担する場合で、乙に本施設の管理の瑕疵につき乙の責めに帰すべき事由が認められるときは、甲及び乙が協議の上、甲の負担した損害賠償額のうち乙の責任に相当する額を甲に支払う。

(維持管理・運営期間の変更等)

第 23 条 維持管理・運営期間の変更については、甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第 24 条 甲は、契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

第 2 章 維持管理及び運営

第 1 節 施設の運営管理等

(本施設の維持管理・運営)

第 25 条 乙は、本業務を円滑に遂行するため、維持管理・運営マニュアル、長期修繕改築更新計画書及び年間維持管理計画書に従い、本施設の運転管理を行うとともに、本施設の機能を維持するために必要な保全管理及び改築更新を行う。

(ユーティリティ)

第 26 条 本業務の遂行に必要な上水は、別紙 1 に基づき甲から有償で支給する。ただし、消化ガス、電力及び三次処理水は甲から無償で支給する。なお、三次処理水（繊維ろ過水）の供給条件は以下のとおりとする。

給水量 2.3 m³/min 以下 (3,300 m³/日以下)

- 2 本事業に必要な燃料及び薬品は乙の負担において契約・購入し、必要な場合は貯蔵するものとする。

(緊急時の措置)

第 27 条 乙は、本施設に事故が発生した場合及びその他緊急の場合には、本施設の緊急停止を含む被害防止措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じ、速やかに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、緊急時において、安全上、本施設を停止する必要があると認めた場合、乙に施設の停止を指示することができる。
- 3 乙は、前項の指示があった場合、速やかに本施設を停止しなければならない。
- 4 第 3 項の本施設の停止が乙の本契約における債務不履行に起因する場合、乙はその損害を賠償するものとする。なお、乙の債務不履行以外の事由による場合、本施設の停止に伴う費用負担については甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 乙は、第 1 項に規定する事態が発生した場合、周辺環境に影響が及ぶおそれがあるときは、甲と協議の上、調査しなければならない。この場合の費用負担については、甲及び乙が協議により帰責事由を明らかにした上、定める。

(記録の保管)

第 28 条 乙は、本施設の保安全管理、改築更新及びその他の措置等の記録を作成し、維持管理・運営期間終了まで保管する。

第 2 節 モニタリング

(年間維持管理計画書、維持管理・運営状況の確認及び長期修繕改築更新計画)

第 29 条 乙は、維持管理・運営マニュアルに従い、本施設の維持管理・運営の内容を記載した年間維持管理計画書を作成し、毎年度の維持管理・運営開始の 30 日前（休日を除く。以下同じ。）までに甲に提出し、甲の確認を受ける。なお、当該計画書の記載内容は原則として要求水準書に記載のとおりとし、内容及び様式については甲と協議する。また、年度内に当該計画書の変更を行う場合には甲と協議を行い、甲が認めた場合、当該計画書を変更できる。

- 2 乙は、本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報を作成し、以下の各号の提出期限までに甲に提出する。なお、日報、月報及び年報の記載事項等モニタリング詳細は、別紙 2 を参考に甲及び乙が協議の上、決定する。

(1) 日報：翌日

(2) 月報：翌月 7 日以内

(3) 年報：年度終了後 15 日以内（ただし、最終年度は年度内とする。）

- 3 甲は、乙にあらかじめ通知の上、必要に応じて本施設内を立ち入り調査し、乙に維持管理・運営状況の報告を求め、この結果を公表することができる。乙はこれに協力する。
- 4 甲が維持管理・運営状況について第 1 項により提出された日報、月報若しくは年報によるモニタリングを行った結果、要求水準書等と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していない（以下「要求水準未達」という。）と認められる場合には、乙に是正を求めることができる。
- 5 乙は、本施設の修繕及び改築更新の内容を記載した長期修繕改築更新計画書を作成し、維持管理・運営開始日の 30 日前までに甲に提出し、甲の確認を受ける。なお、維持管理・運営期間内に当該計画書の変更を行う場合には甲と協議を行い、甲が認めた場合、当該計画書を変更できる。

- 6 甲が第1項及び前項により提出された長期修繕改築更新計画書及び年間維持管理計画書を確認した結果、乙の提案内容及び維持管理・運営マニュアルの内容に適合していないと判断した場合、乙に対して是正を求めることができる。
- 7 本条のモニタリング方法及び要求水準未達の場合の措置の詳細については、別紙2に定めるとおりとする。

(本施設の周辺環境モニタリング)

第30条 甲は、維持管理・運営期間中、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施できる。この場合、乙は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

第3節 消化ガスの供給及び受入れ

(事業条件)

第31条 甲は、以下の消化ガスの供給条件に従い、乙に対して消化ガスを供給する。消化ガス発生量及び性状の変動実績は要求水準書に示すとおりであり、季節変動等を考慮する。

(1) 消化ガス供給量及び供給圧力

ア 日平均供給量 (年間)	42,960 Nm ³ /日 (1,790 Nm ³ /h)
イ 年間供給量	15,680,400 Nm ³ /年
ウ 供給範囲	31,820 Nm ³ /日以上 47,900 Nm ³ /日以下
エ 供給圧力	0.10 MPa

(2) 消化ガス性状 (代表値)

ア メタン濃度	57 %
イ 硫化水素濃度	10 volppm
ウ 消化ガス熱量 (真発熱量)	20 MJ/Nm ³

- 2 乙は、受け入れた消化ガスの計量を行う。
- 3 甲は、消化ガス供給の障害又は消化ガス性状の異常が発生するおそれ又は発生した場合は、乙にこれを通知する。
- 4 前項の場合、甲及び乙は、遅滞なく対応について協議し、適切な処置を講じなければならない。

第4節 電力供給¹

(電力供給要件)

第32条 乙は、以下の電力供給要件に従い、維持管理・運営期間を通じて安定して甲に対して発電した電力を供給する。

ア 送電電圧	6.3 kV (高圧配電線と系統連系)
イ 供給電力量	2,200 万 kWh/年以上
ウ 日最低供給電力量	44,600 kWh/日
エ 配電方式	交流3相3線
オ 回線数	1回線
カ 接続点短絡容量	31.5 kA
キ 周波数	50 Hz
ク 力率	95 %以上 (事業者引込点)

- 2 供給電力量は、送電電力量 (発電電力量から本施設及び副産物等利活用施設で使用する電力量を差し引いた電力量) から三次処理水設備 (事業者用送水ポンプ) で使用する電力量を差し引いた電力量とする。
- 3 消化槽立上げ時など、消化ガス供給量が一時的に供給範囲を下回る場合、本施設を稼働できる消化ガスが供給されている限りは甲への電力供給を行う。

¹ 第32条から第34条までの事業条件及び供給要件は、要求水準より事業提案が優れていた場合、契約交渉時に事業提案の数値に置き換えて本契約を締結する。

4 系統停電時に既存非常用発電設備が安定稼働している場合、甲への電力供給を行う。

第5節 温水供給

(温水供給要件)

第33条 乙は、以下の温水供給要件に従い、維持管理・運営期間を通じて安定して甲に対して汚泥消化槽の加温に必要な熱量を温水として供給する。供給熱量の変動実績は、要求水準書に示すとおりであり、季節変動等を考慮する。

ア 日平均供給熱量 (年間)	284,000 MJ/日
" (5月～10月)	254,000 MJ/日
" (11月～4月)	315,000 MJ/日
イ 日最大供給熱量	396,000 MJ/日
ウ 温水供給温度	80℃程度

- 2 汚泥消化槽を加温後の温水(水温:65℃程度)を循環利用する。
- 3 消化ガス供給量が日平均供給量以上の場合、化石燃料を用いずに消化ガス発電施設の廃熱等を活用して温水を供給する。ただし、日平均供給熱量(年間)284,000MJ/日を上回る熱量を供給する時は、化石燃料を併用することができる。
- 4 消化ガス供給量が日平均供給量未満の場合、温水供給において、消化ガス発電施設の廃熱等に加え、化石燃料を併用することができる。
- 5 消化槽立上げ時など、消化ガス供給量が一時的に供給範囲を下回る場合、化石燃料のみを用いて日平均供給熱量(年間)まで温水を供給する。なお、燃料費は甲が負担する。
- 6 系統停電時に既存非常用発電設備が安定稼働しており、本施設の発電設備が稼働している場合、甲への温水供給を行う。

第6節 温室効果ガス排出量の削減効果

(算出条件)

第34条 本事業による温室効果ガス排出量の削減効果は、以下の算出条件に基づき7,200t-CO₂/年以上とする。なお、別紙3に算出方法を示す。

ア 消化ガス日平均供給量(年間)	42,960 Nm ³ /日
イ 消化ガス性状	第31条第1項第2号の代表値
ウ 供給電力量	2,200万 kWh/年以上
エ 日平均供給熱量(5月～10月)	254,000 MJ/日
" (11月～4月)	315,000MJ/日

第3章 契約金額の支払等

(検査)

第35条 甲は、第29条の規定により月報の提出を受けた場合、その日から10日以内に既済部分の検査を行わなければならない。

- 2 乙は、月報が前項の検査に合格しなかった場合、指摘事項を踏まえて月報の補足、修正又は変更を行い、速やかに甲の再検査を受ける。再検査の結果、甲が要求水準未達と判断した場合、甲は乙に対して是正措置等を求めることができる。なお、要求水準未達の場合の措置については別紙2に定めるとおりとする。

(契約金額)

第36条 甲は、乙による本業務の対価として、維持管理・運営期間において算定される金額を乙に支払う。

- 2 前項における金額は、別紙4のとおりとする。

(契約金額の請求)

第 37 条 乙は、第 35 条の規定に合格したときは、前条に基づく金額について●ヶ月に 1 回、甲に請求することができる。

(契約金額の支払)

第 38 条 甲は、前条に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から 30 日（以下「支払期限日」という。）以内に、契約金額を支払わなければならない。ただし、次条により甲が契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことができる場合はこの限りでない。

- 2 乙は、前項本文の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、支払期限日の翌日から当該支払の完了した日までの期間の日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した遅延損害金（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(違約金の請求等)

第 39 条 第 29 条及び第 35 条に基づき甲の実施する確認又は検査において、供給電力量の要求水準未達（以下「供給電力量未達」という。）又は温室効果ガス排出量の削減効果の要求水準未達（以下「温室効果ガス排出量の削減効果未達」という。）が判明した場合、甲は乙に対して別紙 5 又は別紙 6 に定めるところにより違約金を請求することができる。ただし、乙の責に帰すことができない事由により供給電力量未達又は温室効果ガス排出量の削減効果未達の状況が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項のほか、甲は、乙の責めに帰すべき事由により温水供給の要求水準未達等の要求水準未達を確認した場合、当該事実の発生した日以降、最初の支払期日において支払うべき契約金額を減額して支払う等の必要な措置をとることができる。
- 3 乙は、前二項の措置をもって、その損害賠償すべき責めを免れるものではない。

(契約保証金)

第 40 条 契約保証金は、契約金額（契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。）が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の 1 以上あるときは、乙は、更なる納入を要しない。

- 2 甲は、維持管理・運営期間が終了したとき、又は第 45 条第 1 項若しくは第 46 条第 1 項の規定により本契約が解除されたときは、乙の請求により、30 日以内に契約保証金を返還する。
- 3 甲は、契約保証金について、利息を付さない。

(契約金額の見直し)

第 41 条 甲及び乙は、第 36 条に規定する契約金額を、事業年度ごとに別紙 4 により調整を行う。

- 2 前項のほか、要求水準書等、本事業の実施に関する前提条件とは異なる事態が生じた場合には、算出方法の見直しについて甲及び乙が協議の上、決定する。
- 3 前各項の協議は、甲又は乙からの申入れにより実施し、双方誠意を持って協議を行う。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 42 条 甲及び乙は、予期することのできない特別の事情により、維持管理・運営期間内（最終事業年度を除く。）に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して翌年度以降における第 36 条に規定する契約金額の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求があった場合、契約金額の変更は、別紙 4 に基づき甲及び乙が協議の上、定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 3 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後、再び行うことができるものとする。

第4章 契約の解除又は終了

第1節 契約の解除

(甲の催告による解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 維持管理・運営期間中において、本契約書等、要求水準書等、事業提案書又は維持管理・運営マニュアル、長期修繕改築更新計画書若しくは年間維持管理計画書に従った維持管理・運営を行わないとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務の着手を遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、第29条第4項及び第6項による甲の是正要求に応じないとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、本契約に違反したために本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定に違反し、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本業務を遂行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 本業務の履行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (6) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務を履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 破産、会社更生、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について乙（JVの場合はその構成企業）の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者よりその申立てを受けたとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (10) 第46条第1項の規定によらないで、本契約の解除を申し出たとき。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (12) 乙が重大な法令違反をしたとき。
- (13) 公正取引委員会が乙に対し、本契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、本契約に関して、同法第3条

若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (14) 本契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条又は前項により甲が本契約を解除した場合、乙は、別紙7により算出した額を違約金として直ちに甲に支払う。この場合、甲に違約金を超える損害が発生したときは、乙はかかる超過損害部分を甲に賠償しなければならない。
 - 3 前項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を前項の違約金又は損害賠償金に充当することができる。

（協議解除）

- 第45条 甲は、維持管理・運営期間中において、第43条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、相手方と協議の上、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由に起因して前項により本契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

（乙の解除権）

- 第46条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 本契約書及び要求水準書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が本契約に違反したために本契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（違約金の特別規定）

- 第47条 乙は、第44条第1項第12号、第13号又は第14号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、第44条第1項第14号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙がJV又はSPCであり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を甲に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

- 第48条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。
- 2 甲は、乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき契約金額と相殺し、不足があるときは、乙に対してこれを追徴する。

（予算の減額等による契約変更等）

- 第49条 甲は、維持管理・運営期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

第2節 契約の終了に伴う措置

（本業務終了に際しての処置）

- 第50条 乙は、維持管理・運営期間終了の5年前を目途に本施設の劣化状況等の確認を行う。確認内容については、甲と協議の上、決定する。

- 2 乙は、劣化状況等の確認の結果を踏まえ、事業終了後の本施設の取扱いについて甲と協議する。
- 3 事業終了前に甲が本施設の運営状況を評価する場合、乙は必要な資料等の提供に協力する。
- 4 第2項に基づく協議の結果、甲が本施設の維持管理・運営を継続すると決定した場合、乙は、維持管理・運営期間終了前までに、甲又は甲の指定する第三者に本契約に定める本業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

第5章 保険

(保険)

第51条 乙は、本施設の維持管理・運営に関連する損失や損害に備えて、別紙8に定められた種類及び内容の保険を、維持管理・運営開始日前に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結又は更新後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

第6章 法令等の変更

(法令等の変更に係る負担)

第52条 乙は、契約確定の日以降、法令等が変更されたことにより本契約に係る自らの義務の履行ができなくなったことを知った場合、速やかにその内容の詳細を記載して甲に通知しなければならない。この場合、乙は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、その履行ができなくなった範囲内において、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、契約金額の支払において、乙が履行義務を免れた義務の費用を控除し、乙が遂行したその他の業務内容に応じた契約金額の支払をすることができる。

- 2 乙は、契約確定の日以降、法令等が変更されたことにより、本業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について法令等が変更された日から最長 60 日間甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙9に規定する負担割合に応じて費用を負担する。甲及び乙は、法令等の変更により契約金額の減額が合理的と認められる場合、契約金額を変更し、支払方法については甲及び乙が協議の上、決定する。

第7章 不可抗力

(不可抗力)

第53条 甲及び乙は、甲乙の責めに帰さない事由により本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、甲及び乙が協議の上、通知の内容について確認した結果、不可抗力と認められたときは、乙は、不可抗力が発生した日以降、不可抗力により履行ができなくなった義務について、その履行ができなくなった範囲内において、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、契約金額の支払において、乙が履行義務を免れた義務の費用を控除し、乙が遂行したその他の業務内容に応じた契約金額を支払うものとする。

- 2 不可抗力により、本業務に合理的な追加費用が発生した場合、乙は、追加費用の負担方法等について不可抗力と認められた日から最長 60 日間、甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙10に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
- 3 不可抗力により、乙が第三者に損害を及ぼした場合、乙は損害賠償の負担方法等について不可抗力と認められた日から最長 60 日間、甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、甲及び乙は別紙10に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
- 4 甲は、第1項に規定する不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を終了することができる。

第8章 その他

(秘密保持)

第54条 甲及び乙は、本事業並びに本契約の交渉、作成、締結及び実施を通じて相手方（以下「情報開示者」という。）から開示された営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している情報（複製物を含む。）（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならない。また、次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 設計・建設事業者に対し、情報を開示する場合。ただし、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。
- (2) 乙の株主及び融資金融機関、並びにこれらの者に対して本業務に関する助言を行う弁護士、会計士、コンサルタント及び本業務に関わる協力会社に対し開示する場合。ただし、当該弁護士、会計士、コンサルタント及び本業務に関わる協力会社に対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。
- (3) 甲が、本施設の維持管理・運營業務を乙以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合。
- (4) 法令等に従い又は権限ある官公署の命令に従い開示が要求される場合。
- (5) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合。

2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 情報開示者から開示される以前に公知であったもの。
- (2) 情報開示者から開示された後に、甲又は乙の責めによらずに公知になったもの。
- (3) 情報開示者から開示される以前から甲又は乙が保有していたもの。
- (4) 甲又は乙が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに知得したもの。
- (5) 甲又は乙が、情報開示者から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの。

3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後5年間その効力を有する。

(特許権等の使用等)

第55条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている機器、材料、技術又は施行方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。

- 2 乙は、本業務のために考案した機器、材料、技術及び施行方法等に関して特許等を出願又は本業務以外で使用する場合は、あらかじめ甲と協議する。また、本業務の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする。
- 3 乙は、本業務の実施に当たり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を甲に請求しないものとする。
- 4 本業務により生じた発明等の帰属については、甲及び乙が協議の上、定める。

(著作権)

第56条 甲及び乙が本契約に基づく提出図書類（本施設の維持管理・運営に関する日報、月報及び年報、年間維持管理計画書、その他本業務を遂行する上で得られた記録を含む。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合、甲及び乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を有する当該著作物を利用するにあたり相手方に無償で許諾を与える。また、甲及び乙は、当該著作物につき著作者人格権を行使しない。

- 2 甲及び乙は、前項の図書類が著作物に該当するか否かにかかわらず、秘密情報を除き、当該図書類の内容を相手方の承諾の上、公表することができ、また、当該図書類が著作物に該当する場合には、相手方が承諾したときに限り、既に甲及び乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 甲及び乙は、第1項の図書類が著作物に該当するか否かにかかわらず、甲及び乙が当該図書類を複製及び改変できる。

- 4 甲及び乙は、第1項の図書類の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、相手方が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 本契約において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、届出、報告、申出、協議、承諾、確認及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第58条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙11に定めるところによる。

（補則）

第59条 本契約の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

【別紙1】 ユーティリティ費用の徴収方法（第26条関係）

乙が本業務を遂行する上で必要なユーティリティ費用のうち、上水費については、甲が毎月支払った実費の負担を乙に求める。

1 算定方法

上水費について記載の方法により算定された額の合算額とする。

$$W_N = W_{G_N} \times W_{F_N} / W_{C_N}$$

各項目の内容は以下のとおりである。

W_N ：当該月の上水費

W_{G_N} ：当該月において本施設で使用した上水使用量（ m^3 ）

W_{F_N} ：当該月における森ヶ崎水再生センター全体での上水費（円）

W_{C_N} ：当該月における森ヶ崎水再生センター全体での上水使用量（ m^3 ）

※ 請求額は、上記で算定された上水費と消費税及び地方消費税の合計額となる。

【別紙2】 モニタリングの方法及び要求水準未達の場合の措置 (第29条、第35条関係)

モニタリングは、維持管理・運営状況等が要求水準書等と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能を満足する水準（以下「要求水準」という。）に常に保つことを目的に実施するものである。なお、乙の提案が要求水準書等を上回る場合については、提案された水準及び内容とする。

甲及び乙は、上記目的を達成するため、相互に協力してモニタリングを実施する。

1 乙によるセルフモニタリングの方法

乙は、維持管理・運営契約締結後、維持管理・運営マニュアルに次の項目を含むセルフモニタリング方法を記載し、甲と協議の上、甲の承諾を得るものとする。

- (1) モニタリング時期
- (2) モニタリング内容
- (3) モニタリング組織
- (4) モニタリング手続
- (5) モニタリング様式

2 甲によるモニタリングの方法

甲は、乙の行う維持管理・運営業務に対してモニタリングを実施する。ただし、甲が乙に対して行うモニタリングの方法は、詳細は甲及び乙が協議の上、決定する。

(1) モニタリングに係る乙からの提出書類

ア 年間維持管理計画書

毎年度の維持管理・運営開始の30日（休日を除く。以下本項において同じ。）前までに、要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 2要求水準 (3)年間維持管理計画書」に示す本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、甲の確認を受けること。

イ 年報

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 2要求水準 (6)維持管理・運営状況の確認」に示す当該年度に係る本施設の維持管理・運営に関する年報を、年度終了後15日以内（ただし、最終年度は年度内）に甲に提出すること。

ウ 日報、月報

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 2要求水準 (6)維持管理・運営状況の確認」に示す本施設の維持管理・運営に関する日報を翌日までに、月報を翌月7日以内に甲に提出すること。ただし、最終年度は年度内に提出すること。

エ 長期修繕改築更新計画書

要求水準書「第3維持管理・運営に関する要求水準 2要求水準 (2)長期修繕改築更新計画書」に示す長期修繕改築更新計画書を作成し、維持管理・運営開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けること。

(2) モニタリングの区分と実施内容

ア 定期モニタリング

甲は、乙による維持管理・運営業務が要求水準を満たしているか否か乙から甲へ提出される日報、月報等により月1回、確認するものとする。

イ 随時モニタリング

甲は必要に応じて随時、施設巡回、業務監視を行い、直接、維持管理・運営業務の遂行状況を確認する。乙は、この際、甲の求めに応じ、維持管理・運営業務の遂行状況を甲に説明しなければならない。なお、乙は、甲による確認を受けたことによって維持管理・運営業務の遂行責任を免れるものではない。

甲は乙に対し、モニタリングの実施をしたからといって、乙が履行すべき本施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負うものではない。

3 モニタリング項目

甲は以下の各号に定める項目等を業務報告書に記載し、モニタリングを行う。なお、業務報告書の記載内容及び計測項目については、甲及び乙が協議の上、定める。

(1) 業務報告書の内容（例）

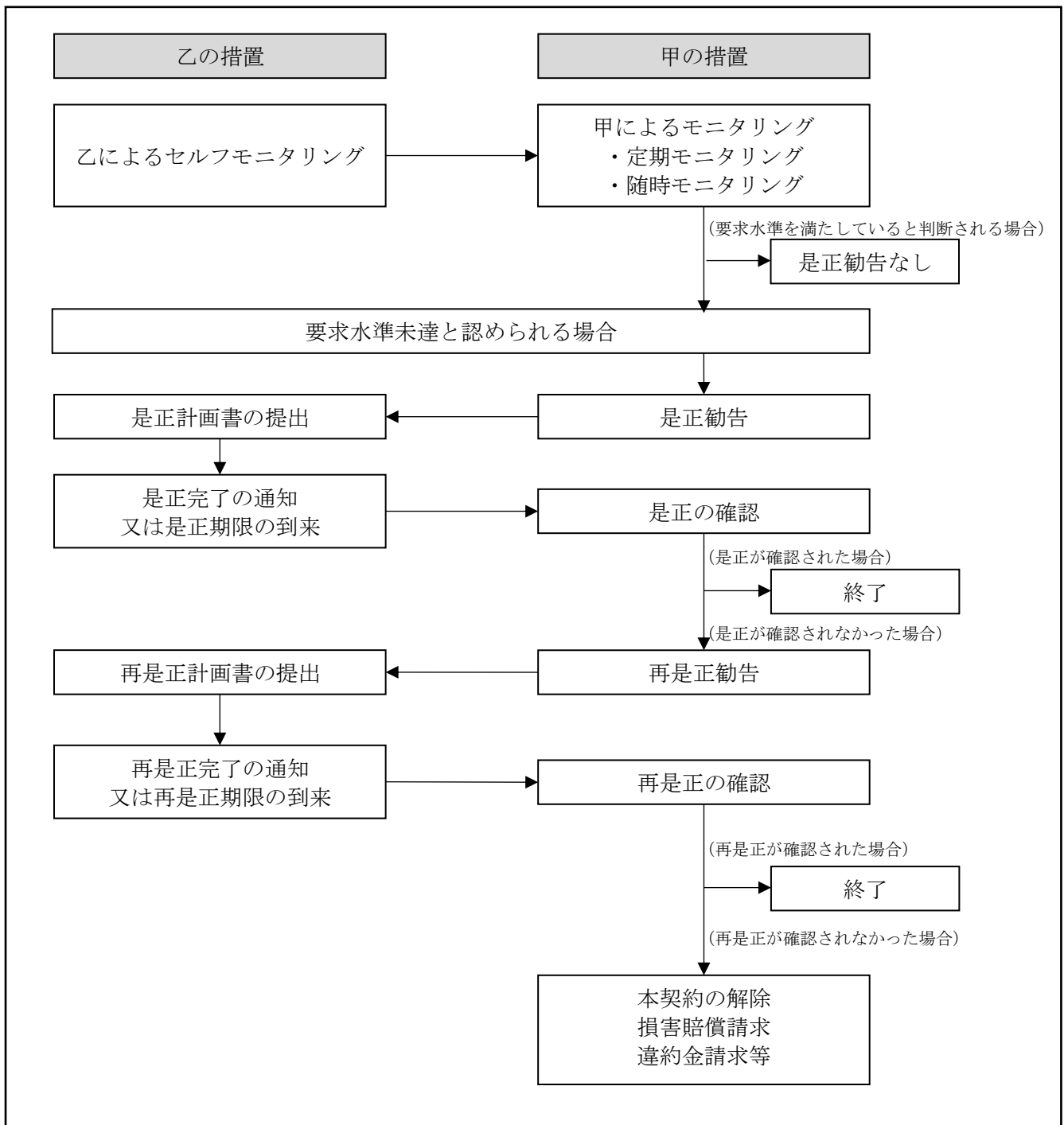
- ア 運転管理業務報告
- イ 保全管理業務報告
- ウ 改築更新業務報告
- エ 見学者対応業務報告 等

(2) 計測項目（例）

- ア 消化ガス受入量
- イ 発電電力量、電力使用量、供給電力量、送電電力量
- ウ 温水供給量、供給熱量、温水供給温度
- エ 受電電力量
- オ 汚泥消化槽加温後の温水温度
- カ 燃料使用量（種類別）
- キ 薬品使用量（種類別）
- ク 上水使用量
- ケ 三次処理水使用量
- コ 温室効果ガス排出量及び削減量（排出係数は事業提案時の係数とする） 等

4 要求水準未達の場合の措置

甲はモニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合、次の手続に従って措置を行う。



(1) 是正勧告

甲は、乙の業務の内容が要求水準書及び事業提案書で定める水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、乙に対して直ちに当該業務を是正するよう是正勧告を書面により行う。乙は、直ちに是正処置と是正期限について甲と協議を行うとともに、是正処置と是正期限等を記載した是正計画書を甲に提出し、承諾を得る。

(2) 是正の確認

甲は乙からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受けたときは、是正計画書に基づいた是正が行われたかどうか確認を行う。

- (3) 本契約の解除、損害賠償請求、違約金の請求等
是正勧告、再是正勧告を経てもなお、是正がなされない場合、甲は乙に対して本契約の解除を含む措置を採ることができる。
- 5 中間時及び事業終了時のモニタリング
乙は、事業終了前に甲が本施設の運営状況を評価する場合、乙は必要な資料等の提供に協力する。
また、中間時に甲及び乙が実績を定期的（5年目、10年目、15年目）に確認し、乙は中長期的な維持管理・運営方法の見直しに協力する。

【別紙3】 温室効果ガス排出量の削減効果の算出方法（第34条関係）

1 算出条件

- (1) 消化ガス日平均供給量（年間） 42,960Nm³/日
- (2) 日平均供給熱量
年間 : 284,000MJ/日
5月～10月 : 254,000MJ/日
11月～4月 : 315,000MJ/日
- (3) 甲の消化ガスが日平均供給量以上の場合、化石燃料を用いずに消化ガス発電施設の廃熱等を利用して温水を供給する。ただし、日平均供給熱量 284,000MJ/日を上回る熱量を供給する時は、化石燃料を併用することができる。
- (4) 甲の帰責事由により消化ガス供給量範囲以外の日（甲の定期点検含む）の発電電力量は、算出から除外する。
- (5) 甲の帰責事由により燃料を使用した日の燃料使用量は、算出から除外する。

2 算出方法

温室効果ガス排出量の削減効果[t-CO₂/年]

= (ア) 温室効果ガス削減量[t-CO₂/年] - (イ) 温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

(ア) 温室効果ガス削減量[t-CO₂/年]

= 発電電力量[万 kWh/年] × 0.328t-CO₂/千 kWh × 10

(イ) 温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

= ①電力由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年] + ②燃料由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年] + ③薬品由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

① 電力由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

= 電力使用量[万 kWh/年] × 0.328t-CO₂/千 kWh × 10

※ 電力使用量は、本施設及び副産物等利活用施設で使用する電力量とし、三次処理水設備（事業者用送水ポンプ）も含めること。

② 燃料由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

= 燃料使用量[kL/年] × 2.71t-CO₂/kL（A 重油の場合）

※ 使用する燃料の排出係数の根拠を明らかにし、算出すること。
また、副産物等利活用施設の燃料使用量を含めること。

③ 薬品由来温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

= 薬品使用量[t/年] × 6.5t-CO₂/t（高分子凝集剤の場合）

※ 使用する薬品の排出係数の根拠を明らかにし、算出すること。
また、副産物等利活用施設の薬品使用量を含めること。

【別紙4】 維持管理・運営に係る対価の構成と計算方法等
 (第36条第2項、第41条第1項、第42条第2項関係)

1 対価の構成 (第36条第2項関係)

本事業において甲が乙に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
維持管理・運営に係る対価	本施設の維持管理・運営業務 その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の計算方法 (第36条第2項関係)

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
固定費	■固定費 (●ヵ月平準) ①労務費 ②ユーティリティ費 (燃料費、薬品費、上水費) ③保安全管理費 ④その他 (外部委託費、一般管理費、SPC経費等)	■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の維持管理・運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数 (●回/年 × 20年) ■事業提案時の固定費に従い支払いを行う。
改築更新費	■年度別費用 「下水道施設の改築について」に示される「小分類」単位以上の取替えに対する費用	■各年度の支払金額 事業提案時の改築更新費に従い年度末に支払いを行う。

※ 支払額は、上記で算定された対価と消費税及び地方消費税の合計額となる。

3 対価の支払方法 (第36条第2項関係)

(1) 固定費

ア 支払回数

●回 (20年間 × 年●回)

イ 甲は、維持管理・運営業務に係る月報を受領した後、維持管理・運営契約書の規定に従い、その内容を確認し、内容に不備がない場合は、その旨を乙に通知する。乙は、当該通知を受けた後、当該期間に相当する固定費に係る請求書を甲に提出する。甲は乙からの請求書を受領後、30日以内に、乙が指定する金融機関へ固定費を支払う。

(2) 改築更新費

ア 支払回数

20回 (20年間 × 年1回)

イ 甲は、消化ガス発電施設の引渡しを受けた後、維持管理・運営契約書の規定に従い、長期修繕改築更新計画書及び各年度の改築更新報告の内容を確認し、計画との合致及び報告内容に不備がない場合は、その旨を乙に通知する。乙は、当該通知を受けた後、当該期間に相当する改築更新費に係る請求書を甲に提出する。甲は乙からの請求書を受領後、30日以内に、乙が指定する金融機関へ改築更新費を支払う。

4 燃料費の調整 (第41条第1項関係)

(1) 燃料費について、甲の帰責事由で消化ガス供給量が供給範囲の下限値を下回った場合、燃料費の調整を実施する。

(2) 乙は、要求水準書に示す調整対象燃料使用量を算出するためのモデル式等を用いて、調整対象燃料使用量を月報にて報告する。調整額は以下の式により算出し、当該年度の対価の最終支払時にあわせて調整する。

$$\text{燃料費調整額 (円)} = \text{調整対象燃料使用量 (●)} \times \text{提案単価 (円/●)}$$

※ 調整額は、上記で算定された燃料費調整額と消費税及び地方消費税の合計額となる。

5 ユーティリティ費用の調整（第41条第1項関係）

ユーティリティ費用のうち、上水費の各料金に適用し、次により算出し、当該年度の対価の最終支払時にあわせて調整する。

(1) 上水費

下記の算定式により調整額を算定する。

$$W_N = W_{GN} \times (W_{FN} / W_{CN} - \bullet)$$

各項目の内容は以下のとおりである。

W_N ：当該年度の上水費調整費

W_{GN} ：当該年度において本施設で使用した上水使用量又は本事業の事業者提案による年間上水使用量のうちいずれか少ない量（ m^3 ）

W_{FN} ：当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水費（円）

W_{CN} ：当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水使用量（ m^3 ）

\bullet ：本事業の事業者募集時における指定単価（円/ m^3 ）

※ 調整額は、上記で算定されたユーティリティ費用調整額と消費税及び地方消費税の合計額となる。

6 物価変動等による対価の見直し（第42条第2項関係）

(1) 総則

対価について著しく物価水準が変動した場合、対価の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、毎年度12月に当該年度分の契約金額について行い、対価の見直しは、下記(2)及び(3)に従って翌年度以降の契約金額を見直す方法で行うものとする。

(2) 見直しの条件

対価を構成する費用項目に対応した参照指標（表1）の変化率及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の対価の変動率が、 ± 1.0 パーセントを超える場合に見直しを行うものとする。

(3) 算出方法

上記6(2)で見直しの条件を満たすと判断された年度の末までに、以下のとおり翌年度以降の見直し後の対価を決定する。

ア 物価変動等の指標

費用項目に対応した物価変動等の指標は表1の参照指標のとおりとする。なお、各指標は、各年度の12月末日において入手できる最新の資料によるものとし、直近12ヶ月の平均値とする。

イ 指標の変化率

費用項目に対応する指標の変化率は、当該費用項目に係る当該年度の指標を、最後に対価の見直しを行った年度の指標（初めて対価の見直しを行う場合にあっては、公告前12ヶ月の指標（令和4年7月から令和5年6月までの平均値））で除して算出する。

$$\alpha = \left(\frac{\text{見直し時における最新の指標（直近12ヶ月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（12ヶ月の平均値）} - 1} \right) \times 100$$

α ：変化率（パーセント）

※ α は、小数点第2位未満切り捨てとする。

ウ 見直し後の対価

次の式により、翌年度以降の見直し後の対価の変動率を算出する。

$$\beta = (Y/X - 1) \times 100$$

β ：変動率(パーセント)

X：物価変動等考慮前の翌年度以降の対価

Y：物価変動等考慮後の翌年度以降の対価

※YはXの各費用項目の額に上記イで求めた各指標の α を加味して算出する。

なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。

上記の式により算出した β の±1.0パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とし、見直し後の対価と消費税及び地方消費税の合計額が見直し後の契約金額となる。

(4) 物価変動等の指標

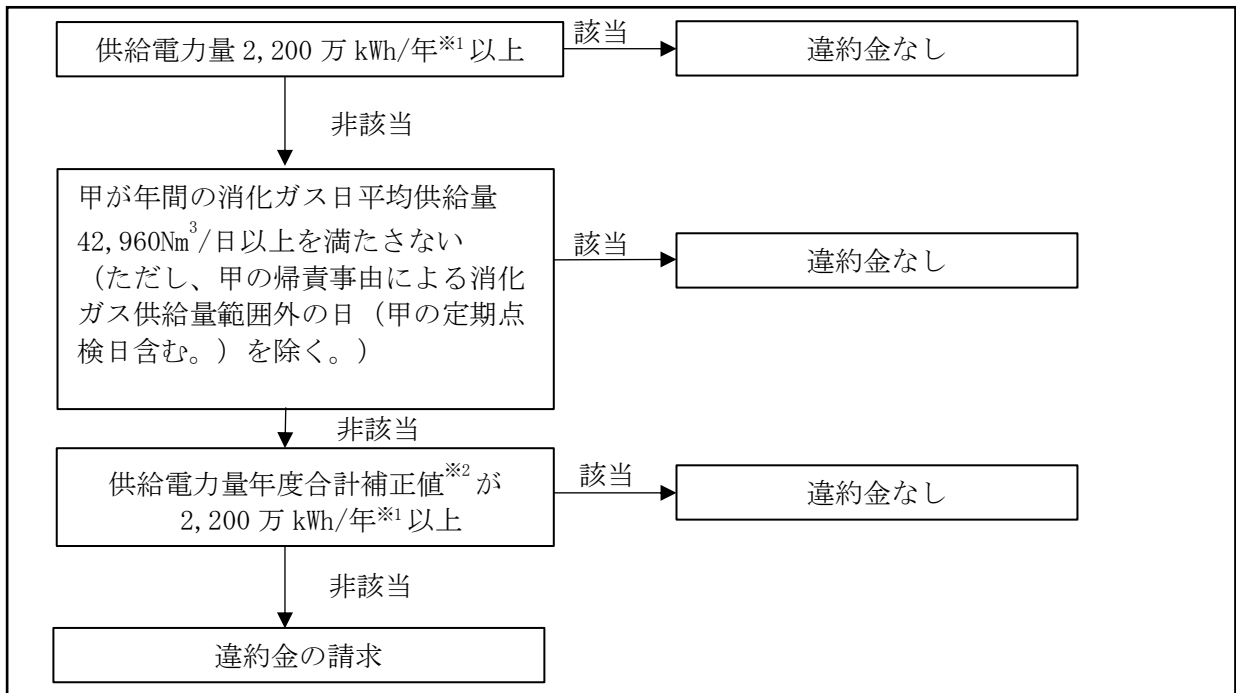
維持管理・運營業務に係る対価のうち、見直しの対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を表1に示す。なお、乙の提案内容、市場の変動等により、見直しに用いる指標の率が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。

表1 費用項目毎の参照指標等一覧

区分	費用項目	参照指標等
固定費	労務費	毎月勤労統計調査・統計表・時系列第1表 賃金指数「現金給与総額」「調査産業計」(厚生労働省)
	燃料費	国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本銀行調査統計局)
	薬品費	国内企業物価指数・「化学薬品」(日本銀行調査統計局)
	保安全管理費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)
	その他費用 (外部委託費、 一般管理費、 SPC経費等)	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」(日本銀行調査統計局)
改築更新費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)	

【別紙5】 供給電力量未達に対する措置（第39条第1項関係）

- 1 甲の実施する各年度末における確認又は検査において、以下のフローにより供給電力量未達が判明した場合、甲は乙に対して供給電力量未達による違約金を請求することができる。



※1 事業提案値が 2,200 万 kWh/年を超える場合は契約交渉時に事業提案値に置き換える。

※2 供給電力量年度合計補正值

= 甲の帰責事由により消化ガス供給量範囲外の日 (甲の定期点検含む。) を除いた供給電力量合計
× 年度日数 / (年度日数 - 甲の帰責事由により消化ガス供給量範囲外の日数 (甲の定期点検含む。))

- 2 供給電力量未達による違約金を請求する場合、以下の式により違約金を算定する。当該金額に 1 円未満の端数があるときは切捨てとする。

$$\text{供給電力量未達による違約金額 (円)} = \text{供給電力量未達分 (kWh)} \times \text{買電単価 (円/kWh)}$$

※ 本項の違約金は、供給電力量未達による違約金額と消費税及び地方消費税の合計額となる。

供給電力量未達分

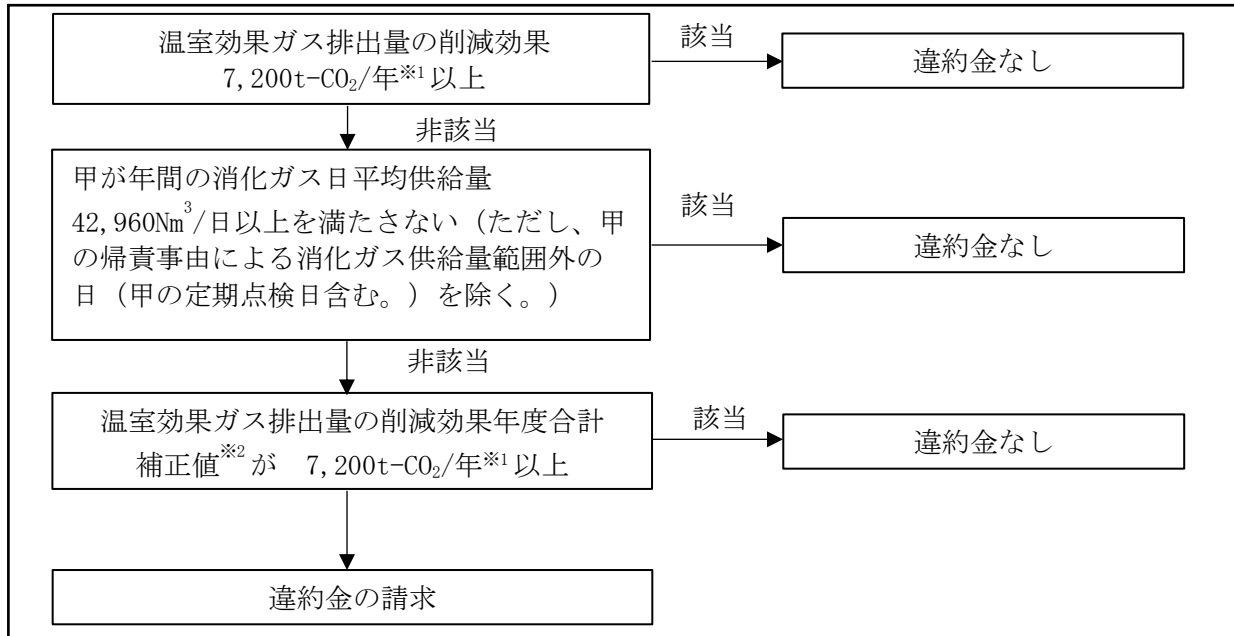
: 事業提案供給電力量 (kWh/年) - 供給電力量年度合計補正值 (kWh/年)

買電単価

: 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での電気料金 (円) / 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での電気使用量 (kWh)

【別紙6】 温室効果ガス排出量の削減効果未達に対する措置（第39条第1項関係）

- 1 甲の実施する各年度末における確認又は検査において、以下のフローにより温室効果ガス排出量の削減効果未達が判明した場合、甲は乙に対して温室効果ガス排出量の削減効果未達による違約金を請求することができる。



※1 事業提案値が7,200t-CO₂/年を超える場合は契約交渉時に事業提案値に置き換える。

※2 温室効果ガス排出量の削減効果年度合計補正值＝温室効果ガス削減量補正值－温室効果ガス排出量補正值
各補正值は、甲の責事由による算出除外日を除いた年間相当の温室効果ガス削減量又は温室効果ガス排出量とする。

- 2 温室効果ガス排出量の削減効果未達による違約金を請求する場合、以下の式により違約金を算定する。当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガス排出量の削減効果未達による違約金額（円）} \\ & = \text{温室効果ガス排出量の削減効果未達分（t-CO}_2\text{）} \\ & \quad \times \text{温室効果ガス市場取引価格（円/t-CO}_2\text{）} \end{aligned}$$

※ 本項の違約金は、温室効果ガス排出量の削減効果未達による違約金額と消費税及び地方消費税の合計額となる。

温室効果ガス排出量の削減効果未達分

：事業提案温室効果ガス排出量の削減効果（t-CO₂/年）
－温室効果ガス排出量の削減効果年度合計補正值（t-CO₂/年）

温室効果ガス市場取引価格

：当該年度における主な国内温室効果ガス市場取引価格の平均値

【別紙 7】 契約の終了に伴う違約金の算出（第 44 条第 2 項関係）

乙が甲に支払う違約金は、次のとおりとする。

1 初年度分

初年度の契約金額に、契約終了日の属する月の翌月からその年度の 3 月までの月数の年間月数に占める割合を乗じた額の 100 分の 10

$$\text{初年度分違約金} = \text{契約金額} \times \text{残月数} \div 12 \times 10 \div 100$$

2 2 年目以降、令和 28 年度まで

契約金額の 100 分の 10 に相当する額に、現在価値化係数を乗じた額を年度ごとに算出

$$\text{2 年度目以降の違約金} = \text{契約金額} \times 10 \div 100 \times \text{現在価値化係数}$$

$$\text{※ } n \text{ 年度の現在価値化係数} = 1 \div (1 + \text{割引率})^{(n-1)}$$

※ 割引率：契約終了日現在における、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率

3 初年度分以降令和 28 年度までの年度ごとに算出した額の合計額を違約金とする

【別紙8】 保険（第51条関係）

1 火災保険

保険の対象： 本施設の物的損害

補償する損害： 火災、落雷・破裂、風災・ひょう災、雪災など（地震危険は補償対象外）

2 施設賠償責任保険

てん補限度額： 身体1名につき1億円
1事故につき10億円
財物1事故につき10億円

補償する損害： 本施設につき乙の使用又は管理に起因して、他人の身体に障害を負わせ又は他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

3 その他

上記に示す保険は必要最小限度のものであり、乙が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を付保することを妨げない。

【別紙 9】 法令変更（第 52 条第 2 項関係）
法令等の変更の場合の追加費用の負担割合

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
a) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合	100%	0%
b) 上記記載の法令等以外の法令等の変更の場合	0%	100%

なお、本別紙において「本業務に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味し、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税率の変更は除く。）及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

【別紙 10】 不可抗力（第 53 条関係）不可抗力の場合の追加費用の負担割合

- 1 増加費用及び損害が乙に生じた場合
維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合、乙に生じた増加費用額及び損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該年度に予定していた契約金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。
- 2 損害が第三者に生じた場合
維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該年度に予定していた契約金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除する。
なお、甲は、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 甲に生じた費用及び損害
甲の負担とする。

【別紙 11】 暴力団等排除に関する特約条項（第 58 条関係）

暴力団等排除に関する特約条項

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第 1 条 甲は、乙が、東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 10 月 22 日付 22 下経契第 203 号。以下「要綱」という。）別表 1 号に該当するとして（乙が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第 1 項の規定により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
 - 4 本契約の解除に伴う措置等については、本契約の関係規定を準用するものとする。

（再委託禁止等）

- 第 2 条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表 1 号に該当する者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
 - 4 甲は、第 2 項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第 3 条 乙は、本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を 2 通作成し、1 通を甲に、もう 1 通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
 - 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。